

(様式第 1 - 1)

記 号 番 号  
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿経済産業局総務企画部長 殿

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 印刷物基準実績報告書

契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

上記の件について別紙内訳書のとおり報告します。

(注) : 内訳書の様式については以下URLを参照のこと。

<URL> [https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/2026insatsu-youshiki.docx](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2026insatsu-youshiki.docx)

(納入物とともに提出すること。)

(様式第 1 - 2)

記 号 番 号  
令和 年 月 日支出負担行為担当官  
近畿経済産業局総務企画部長 殿住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 会議運営実績報告書

契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

上記の件について別紙内訳書のとおり報告します。

(注) : 内訳書の様式については以下URLを参照のこと。

<URL> [https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/2026kaigi-youshiki.docx](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2026kaigi-youshiki.docx)

(納入物とともに提出すること。)

(様式第2)

記 号 番 号  
令和 年 月 日支出負担行為担当官  
近畿経済産業局総務企画部長 殿住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 計画変更承認申請書

契約書第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 契約件名

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

## 2. 委託金額（委託金額の変更を伴う場合は、新旧対比で記載すること。）

委託金額	
------	--

## 3. 業務の進捗状況（業務内容ごとに、簡潔に記載すること。）

業務の進捗状況	
---------	--

## 4. 計画変更の内容・理由及び計画変更が業務に及ぼす影響（詳細に記載すること。また、支出計画の変更を申請する場合は、別葉にて新旧対比で作成すること。）

計画変更の内容・理由	
計画変更が業務に及ぼす影響	

## 5. 再委託内容（複数ある場合は再委託先ごとに記載することとし、再委託先の変更の場合は新旧対比すること。）

再委託先の氏名又は名称及び住所	
再委託先が業務を終了すべき時期	
再委託する（又は再委託先を変更する）理由	

## 6. 履行体制図（契約書別紙2に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

## 7. 委託金額に対する再委託の割合が50パーセントを超える場合は、その理由（業務内容、選定理由等）

--

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

※ グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とする再委託は認められません。

（この申請書の提出時期：計画変更を行う前。）

(様式第3)

記 号 番 号  
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿経済産業局総務企画部長 殿

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 再委託に係る承認申請書

契約書第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

## 2. 再委託内容（複数ある場合は再委託先ごとに記載することとし、再委託先の変更の場合は新旧対比すること。）

再委託先の氏名又は名称及び住所	
再委託先が業務を終了すべき時期	
再委託する（又は再委託先を変更する）理由	

## 3. 履行体制図（契約書別紙2に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

※ グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とする再委託は認められません。

（この申請書の提出時期：再委託を行う前。）

(様式第4)

記 号 番 号  
令和 年 月 日支出負担行為担当官  
近畿経済産業局総務企画部長 殿住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 履行体制図変更届出書

契約書第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

## 記

## 1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 履行体制図（契約書別紙2に準じ、作成すること。なお、再々委託先等の変更、追加の場合も必ず作成すること。※別紙4軽微な再委託は除く。）

変更前	変更後

※ 必要に応じ、別業を作成すること。

※ グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とする再々委託等は認められません。

（この届出書の提出時期：履行体制変更の意思決定後、速やかに。）

(様式第5)

記 号 番 号  
令和 年 月 日支出負担行為担当官  
近畿経済産業局総務企画部長 殿住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 委託業務完了報告書

契約書第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

## 1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

## 2. 委託金額

委託金額	
------	--

## 3. 委託業務完了期限

委託業務完了期限	
----------	--

## 4. 委託業務完了年月日

委託業務完了年月日	
-----------	--

( この報告書の提出時期：委託業務が完了した後、直ちに。)

(様式第6)

記 号 番 号  
令和 年 月 日支出負担行為担当官  
近畿経済産業局総務企画部長 殿住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 実績報告書

契約書第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

## 1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

## 2. 委託金額

委託金額	
------	--

## 3. 実施した委託業務の概要

委託業務の概要	
---------	--

## 4. 委託業務に要した経費

## (1) 支出総額

総括表(注1)

(単位:円)

区分	委託金額	流用額	消費税等 組入額	流用等後額	支出実績額	受けるべき 委託金の額
合計						

## (2) 支出内訳(実施計画書中、支出計画の例により作成すること。)(注2)

※ 必要に応じ、別葉で作成すること。

(この報告書の提出時期:約定期限まで。)

## &lt; 記載要領 &gt;

(注1) : 総括表は、以下のとおり記載する。

- ・ 区分 支出計画中の区分経費の名称を記載する。
- ・ 委託金額 区分経費ごとに、委託金額（計画変更の承認を行った場合は当該変更後の額）を記載する。
- ・ 流用額 支出計画の区分経費の10パーセント以内の流用を行う場合は、区分経費ごとにその額を記載する。
- ・ 消費税等組入額 区分経費ごとに、消費税及び地方消費税相当額を記載する。
- ・ 流用等後額 委託金額、流用額及び消費税等組入額の合計を区分経費ごとに記載する。
- ・ 支出実績額 委託業務に要した経費を区分経費ごとに記載する。

なお、一般管理費の額は、支出計画において一般管理費の算出基礎とした経費に対応する支出実績額の合計額に、支出計画における一般管理費の実質率（計画変更の承認を行った場合は当該変更後の実質率）を乗じて得た額を超えてはならない。

- ・ 受けるべき委託金の額 区分経費ごとに、流用等後額と支出実績額のいずれか少ない額を記載する。

総括表（記入例）

（単位：円）

区分	委託金額	流用額	消費税等組入額	流用等後額	支出実績額	受けるべき委託金の額
1. 人件費	5,000,000	-	500,000	5,500,000	4,070,000	4,070,000
2. 事業費	3,010,000	-	301,000	3,311,000	3,177,500	3,177,500
3. 再委託・外注費	500,000	-	50,000	550,000	600,000	550,000
4. 一般管理費	801,000	-	80,100	881,100	724,750	724,750
小計	9,311,000	-	-	-	-	-
消費税及び地方消費税相当額	931,100	-	-	-	-	-
合計	10,242,100	-	931,100	10,242,100	8,572,250	8,522,250

(注2) : 支出内訳の記載方法の詳細については以下URLを参照のこと。

< URL > [https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/2026\\_itaku\\_jisseki.xlsx](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2026_itaku_jisseki.xlsx)

(様式第7)

記 号 番 号  
令和 年 月 日官署支出官  
近畿経済産業局長 殿住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名  
登 録 番 号

## 精算払請求書

契約書第15条第1項の規定に基づき、精算払を下記のとおり請求します。

## 記

## 1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

## 2. 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

請求金額				
内訳（対象欄には税抜き額を、内税欄には税額を記載のこと。）				
消費税及び地方消費税率別内訳	10%対象		内税	
	8%対象		内税	

## 3. 振込先金融機関名等

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

(この請求書の提出時期：契約書第14条の通知を受けた後。)

(様式第8)

記 号 番 号  
令和 年 月 日官署支出官  
近畿経済産業局長 殿住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名  
登 録 番 号

## 概算払請求書

契約書第15条第2項の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

## 記

## 1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

## 2. 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

請求金額				
内訳（対象欄には税抜き額を、内税欄には税額を記載のこと。）				
消費税及び地方消費税 税率別内訳	10%対象		内税	
	8%対象		内税	

## 3. 概算払を必要とする理由

概算払を必要とする理由	
-------------	--

## 4. 振込先金融機関名等

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

※ この請求書には、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。  
(この請求書の提出時期：概算払財務大臣協議が整い、概算払を受けることを希望するとき。)



(様式第9)

取得財産管理台帳  
取得財産明細表（令和 年度）

## 【事業名】

区分	財産名	規格	数量	単価 (税込)	金額 (税込)	取得年月 日	保管場 所	備考	事業 終了 後の 分類	管理 方法	執行部 局・課 室
(イ)	〇〇〇器	GP-1XXX	1	540,000円	540,000円	R8.8.1	東京都 〇〇区 〇〇x- x-x 〇〇検 査所内 倉庫	継続使用：可 傷：有（外装 に使用に伴う 傷があるが、 機能に支障を 来すものでは ない。） 特記事項：ノ ウハウ財産	買取 り		〇〇局 〇〇課

(注)

- この様式は、管理台帳、明細表両表とし、いずれかを表示すること。なお、対象となる取得財産は、取得価格の単価消費税及び地方消費税込みで20万円以上の財産（附帯費用（運搬費、基礎工事費、試運転費等）は除く。）とする。ただし、複数の機器等から構成される取得財産は、取得価格の総額が消費税及び地方消費税込みで20万円以上とする。
- 事業名は、契約件名を記載すること。
- 区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図書類、（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 規格は、型式などその財産のスペック等の参考になるものを記載すること。
- 数量は、同一規格等であれば、一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 取得年月日は、受託者が取得財産の検収を行った年月日を記載すること。
- 保管場所は、住所及び保管場所を記載すること。
- 備考は、財産の状態（継続使用の可否・傷の有無・特記すべき事項）を記載すること。

特記すべき事項の例

- ・ノウハウ財産
  - ・ライセンス財産（使用許諾権の移転の可否及び使用許諾期間の終了時期 等）
  - ・〇〇部分は、事業実施過程において消耗してしまったため、継続するには交換の必要がある。
- 事業終了後の分類は、実績報告書提出時に事業終了後において、以下分類から取得財産の取扱いの希望を記載すること。ただし、一部の管理方法には諸条件があるため、別途、当省の担当者と調整頂く必要がある。
    - ・【分類】「買取り」買取り希望、「貸付」貸付け希望、「不用」不用、「廃棄」廃棄希望（使用に耐えない場合）
  10. 執行部局・課室は、当省の担当部局課室名を記載すること。

※ 管理方法への記載は不要（本明細表の受理後、執行担当課で記載することを想定している。）

（この明細表の提出時期：実績報告書の提出時。また、甲から別に指示があったとき。）

(様式第10)

記 号 番 号  
令和 年 月 日支出負担行為担当官  
近畿経済産業局総務企画部長 殿住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 確認書

{名称 代表者氏名} (以下「乙」という。)は、支出負担行為担当官近畿経済産業局総務企画部長 (以下「甲」という。)に対し下記の事項を約する。

## 記

## 1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

- 乙は、上記委託業務において制作したコンテンツに係る知的財産権は遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その種類その他の情報を甲に報告する。
- 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で委託業務において作成したコンテンツを利用する権利を甲に許諾する。
- 乙は、当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾する。
- 乙は、上記3. に基づき、甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
- 乙は、甲が上記4. に基づき、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
- 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の許諾若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定」という。）をするとき、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

- イ 乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定をする場合
- ロ 乙が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定をする場合
- ハ 乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定をする場合

(様式第 1 1)

記 号 番 号  
令和 年 月 日支出負担行為担当官  
近畿経済産業局総務企画部長 殿住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 産業財産権出願通知書

契約書第 2 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

## 記

## 1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

## 2. 開発項目

## 3. 出願国 (注 1)

## 4. 出願等に係る産業財産権の種類 (注 2)

## 5. 発明等の名称 (注 3)

## 6. 出願日

## 7. 出願番号 (注 4)

## 8. 出願人

## 9. 代理人

## 10. 優先権主張 (注 5)

## 記載要領

- (注1) : 出願(又は申請)を行った国の名称を記載する。当該出願が国際特許出願(PCT)であるときは、その旨を記載する。
- (注2) : 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。
- (注4) : 当該出願が、国際特許出願を各国における国内段階に移行した特許出願である場合は、各国における出願番号の他に、国際特許出願番号を記載する。
- (注5) : 当該特許出願等が優先権主張を伴う場合は、以下の事項を記載する。
- (1) 優先権主張の種類
- ・国内優先権主張(特許法第41条第1項若しくは実用新案法第8条第1項の規定による優先権主張、又は、各国における同様の規定に基づく優先権主張)
  - ・パリ条約で定める優先権主張
  - ・植物の新品種の保護に関する国際条約に定める優先権主張
- (2) 優先権主張の基礎となる出願(又は申請)の出願国、産業財産権の種類及び番号

(様式第12)

記 号 番 号  
令和 年 月 日支出負担行為担当官  
近畿経済産業局総務企画部長 殿住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 産業財産権通知書

契約書第27条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

## 記

## 1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

## 2. 開発項目

## 3. 出願等に係る産業財産権の種類

## 4. 発明等の名称

## 5. 出願日

## 6. 出願番号

## 7. 出願人

## 8. 代理人

## 9. 登録日

## 10. 登録番号

(様式第 1 3)

記 号 番 号  
令和 年 月 日支出負担行為担当官  
近畿経済産業局総務企画部長 殿住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 著作物通知書

契約書第 2 7 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

## 記

## 1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

## 2. 開発項目

## 3. 著作物の種類

## 4. 著作物の題号

## 5. 著作者の氏名 (名称)

## 6. 著作物の内容

(様式第14)

記 号 番 号  
令和 年 月 日支出負担行為担当官  
近畿経済産業局総務企画部長 殿住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## コンテンツ利用届出書

契約書第27条第5項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

## 記

## 1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

## 2. 開発項目

## 3. 利用したコンテンツ

知的財産権の種類(注1) 及び番号(注2)	知的財産権の名称等(注3)

## 4. 実施の主体(第三者は実施許諾した場合)

自己 ・ 第三者(注4)
--------------

## 記載要領

- (注1) : 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は特定情報のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2) : 当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号、著作物の登録番号又は管理番号、特定情報の管理番号を記載する。
- (注3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。  
また、著作権については、著作物の題号を記載し、特定情報については、特定情報の名称を記載する。
- (注4) : 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

(様式第 15)

記 号 番 号  
令和 年 月 日支出負担行為担当官  
近畿経済産業局総務企画部長 殿住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 移転承認申請書

契約書第 28 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

## 2. 開発項目

## 3. 移転しようとする知的財産権

(知的財産権の種類(注1)、番号(注2)及び名称(注3)を記載する。移転先及び承認を受ける理由が同じ場合は、複数列举可)

## 4. 移転先

(名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。)

## 5. 承認を受ける理由(注4)

(以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。)

- (1) 移転先(移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。)が、国内事業活動(製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等)において当該知的財産権を利用するため
- (2) 移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため
- (3) その他

## 記載要領

- (注1) : 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、特定情報のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2) : 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。  
著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。  
特定情報については、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。  
また、著作権については、著作物の題号を記載し、特定情報については、特定情報の名称を記載する。
- (注4) : 具体的な理由を、以下の要領に従って記載すること。
- ①理由が(1)の場合  
国内事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)
- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
  - ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績 等
- ②理由が(2)の場合  
海外事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)
- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
  - ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績 等
- さらに、当該知的財産権の利用により、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)
- ・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ(国際分業戦略等)
  - ・当該移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み 等
- ③理由が(3)の場合  
当該知的財産権の移転が必要である理由を、具体的に説明する。

(様式第 15 の 2)

記 号 番 号  
令和 年 月 日支出負担行為担当官  
近畿経済産業局総務企画部長 殿住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 移転通知書

契約書第 28 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

## 記

## 1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

## 2. 開発項目

## 3. 移転する知的財産権

(知的財産権の種類(注1)、番号(注2)及び名称(注3)を記載する。移転先及び承認を受ける理由が同じ場合は、複数列举可)

## 4. 移転先

(名称、住所、代表者、担当者、連絡先及び事業の概要を記載する。)(注4)

## 5. 当該移転が認められる理由(以下のいずれかを選択する。)

(1) 契約書第 28 条第 2 項の規定に基づき、国の承認を受けたため(承認書の写しを添付する。)

(2) 以下の理由により承認が不要であるため(さらに以下のいずれかの理由を選択)

- イ 子会社又は親会社への移転であるため
- ロ 承認 TLO 又は認定 TLO への移転であるため
- ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
- ニ 合併又は分割による移転であるため

## 6. 誓約事項

当該知的財産権の移転を行うにあたり、契約書第 25 条から第 30 条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約させました。

## 記載要領

- (注1) : 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は特定情報のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2) : 当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号、著作物の登録番号又は管理番号、特定情報の管理番号を記載する。
- (注3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。  
また、著作権については、著作物の題号を記載し、特定情報については、特定情報の名称を記載する。

(様式第16)

記 号 番 号  
令和 年 月 日支出負担行為担当官  
近畿経済産業局総務企画部長 殿住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 専用実施権等設定承認申請書

契約書第29条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

## 2. 開発項目

## 3. 専用実施権等（注1）を設定しようとする知的財産権

（専用実施権等の設定を受ける者及び承認を受ける理由が同じ場合は、複数列举可）

知的財産権の種類（注2）、番号（注3）及び名称（注4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）

## 4. 専用実施権等の設定を受ける者

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

## 5. 承認を受ける理由（注5）

（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

- （1）専用実施権等の設定を受ける者（専用実施権者から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため
- （2）専用実施権等の設定を受ける者が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため
- （3）その他

## 記載要領

- (注1) : 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、商標法第30条に規定する専用使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。
- 著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。
- 特定情報については、特定情報の保有者が第三者には開示しないこと及び特定情報の保有者自らが他者への使用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において使用しないことを条件に、特定情報の保有者から他者に開示された特定情報に関する財産上の権利をいう。
- (注2) : 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、特定情報のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注3) : 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。
- 著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- 特定情報については、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注4) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。
- また、著作権については、著作物の題号を記載し、特定情報については、特定情報の名称を記載する。
- (注5) : 具体的な理由を、様式第15の記載要領(注4)に従って記載すること。

(様式第16の2)

記 号 番 号  
令和 年 月 日支出負担行為担当官  
近畿経済産業局総務企画部長 殿住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 専用実施権等設定通知書

契約書第29条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

## 記

## 1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

## 2. 開発項目

## 3. 専用実施権等（注1）を設定した知的財産権

（専用実施権等の設定を受けた者が同じ場合は、複数列举可）

知的財産権の種類（注2）、番号（注3） 及び名称（注4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）

## 4. 専用実施権等の設定を受けた者

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

## 5. 当該専用実施権等の設定が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）

（1）契約書第29条第2項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）

（2）以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択する。）

- イ 子会社又は親会社への専用実施権等の設定であるため
- ロ 承認TLO又は認定TLOへの専用実施権等の設定であるため
- ハ 技術研究組合から組合員への専用実施権等の設定であるため

## 記載要領

- (注1) : 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、商標法第30条に規定する専用使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。
- 著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。
- 特定情報については、特定情報の保有者が第三者には開示しないこと及び特定情報の保有者自らが他者への使用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において使用しないことを条件に、特定情報の保有者から他者に開示された特定情報に関する財産上の権利をいう。
- (注2) : 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、特定情報のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注3) : 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。
- 著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- 特定情報については、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注4) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。
- また、著作権については、著作物の題号を記載し、特定情報については、特定情報の名称を記載する。

(様式第 17)

記 号 番 号  
令和 年 月 日支出負担行為担当官  
近畿経済産業局総務企画部長 殿住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請書

契約書第 39 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 実施体制図（契約書別紙 2 の履行体制に準じて作成すること。ただし、第 7 条第 1 項各号に該当する再委託及び再々委託先の内容も含めること。）

変更前	変更後

## 3. 取り扱う個人情報等の内容、業務の概要等

取扱業務の再委託先の氏名又は名称（注）	取扱業務の再委託先の住所	再委託する理由	個人情報等の内容	再委託する業務の概要

（注）再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合にはその旨を「取扱業務の再委託先の氏名又は名称」欄に加えること。

4. 再委託先における個人情報等の取扱いに関する契約内容の遵守状況の定期的報告時期（報告予定時期を記載。）

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

個人情報等を取り扱う業務の再々委託等の承認申請の場合は、再委託を再々委託等に置き換える。

（この申請書の提出時期：個人情報等を取り扱わせる業務を再委託する前。）

(様式第18)

記 号 番 号  
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿経済産業局総務企画部長 殿

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 返却又は廃棄等報告書

契約書第39条第7項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

## 1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

## 2. 返却又は廃棄等の方法

NO	資料名	媒体	返却・廃棄 の別	個人情報 等の 有無	返却・廃棄の方法

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

(この報告書の提出時期：資料の返却又は廃棄等後、速やかに。)

## 実施計画書（仕様書）

### 【参考例1】

#### 1. 事業内容

※入札公告時の仕様書の内容を記載。

#### 2. 支出計画

別添支出計画書のとおり。

※支出計画書は、落札決定後に落札者から提出された支出計画を基に作成し、実施計画書の別添として添付する。

#### 3. その他

詳細は提案書による。

※一般競争入札（総合評価落札方式）を行った場合のみ。実施計画書の一部として、落札者の提案書を添付する。

### 【参考例2】

#### 1. 事業内容

#### 2. 実施体制及び事業想定スケジュール

※1及び2については、一般競争入札（総合評価落札方式）を行った場合は、入札公告時の仕様書の内容に落札者の提案内容を加えて作成する。

#### 3. 成果物

#### 4. 事業実施期間

委託契約締結日から令和〇年〇月〇日まで

#### 5. 支出計画

別添支出計画書のとおり。

※支出計画書は、落札決定後に落札者から提出された支出計画を基に作成し、実施計画書の別添として添付する。

## 支出計画書

## 【参考例】

区分	内訳	金額	積算内訳
1. 人件費	主席研究員 主任研究員 研究員	000,000,000 z,zzz,zzz	@ xx,xxx * yy時間 = z,zzz,zzz
2. 事業費	委員会費 委員謝金 委員交通費 会場借料	000,000 zzz,zzz ccc,ccc	@ xx,xxx * yy人 = zzz,zzz @ aa,aaa * bb時間 = ccc,ccc  (注1：消費税及び地方消費税は別掲のため、単価に含まれている場合、除外の上、計上のこと。)
3. 再委託・外注費	〇〇〇業務	xxx,xxx,xxx	株式会社×××                    xxx,xxx,xxx
4. 一般管理費		00,000,000	(1.人件費+2.事業費)の10%以内 (注2：小数点以下切捨て)
5. 小計			(注3：落札金額と一致)
6. 消費税及び地方消費税			5. 小計(※) × 10% (注4：小数点以下切捨て)
7. 合計			

※消費税及び地方消費税については、重複して計上することが無いよう注意すること。

(別紙 2)

## 【履行体制図に記載すべき事項】

- ・本委託業務の遂行に関与する全ての各事業参加者の事業者名及び住所
- ・契約金額
- ・各事業参加者の行う業務の範囲（具体的かつ明確に記載すること）
- ・業務の分担関係を示すもの
- ・業務の実施に要した経費の精算処理の有無

ただし、次に掲げる事業参加者については記入の必要はない。

- ・契約金額 100 万円未満の契約の相手方

## ①通常（甲乙間）の契約の場合

事業者名	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲	精算の有無
〇〇（乙の事業者名を記載）	東京都〇〇区・・・	※甲乙間の契約金額について、算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと	有
A（再委託先）	東京都〇〇区・・・	※乙と各事業者間の契約金額について、算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと	有
B（再委託先）	〃	〃	〃	無
C 未定（再委託先）	〃	〃	〃	無
D（再々委託先）	〃	記入不要	〃	無
E 未定（再々委託先）	〃	〃	〃	有
F（それ以下の委託先）	〃	〃	〃	無

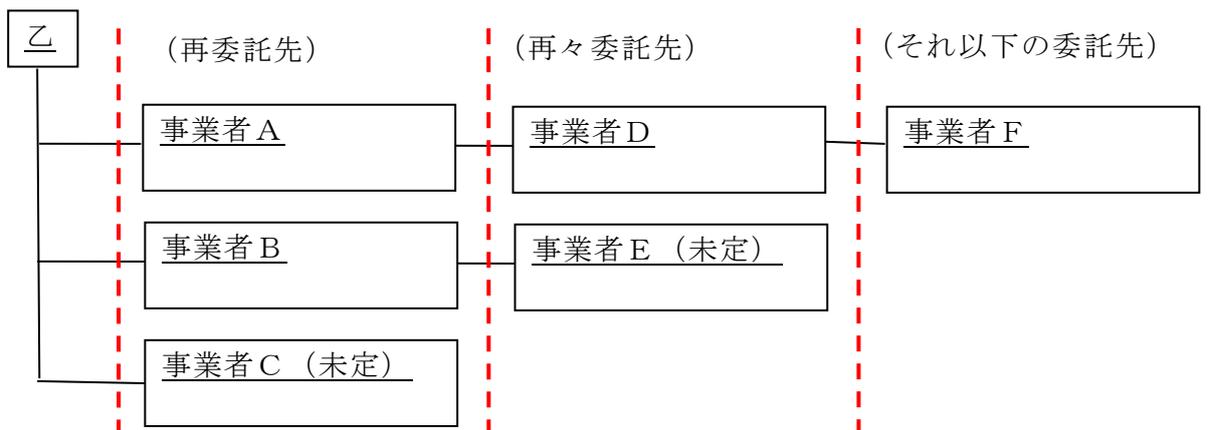
## ②再委託費率

再委託・外注費（※）の契約金額（見込み）の総額（消費税込み）÷契約総額（消費税込み）×100により算出した率を記載。

※「再委託・外注費」：事務処理マニュアル上の「Ⅰ.経理処理のてびき」＜主な対象経費項目及びその定義＞に記載の経費項目である「Ⅱ事業費（※1）（印刷製本費やその他諸経費（修繕・保守費、翻訳通訳、速記費用など）など、他の事業者より特定の役務を提供してもらう事業、請負その他委託の形式を問わない。）、Ⅲ再委託・外注費」に計上される総額経費

※1「Ⅱ事業費」の対象経費は、他の事業者に特定の役務依頼を行う事業であるため、備品や消耗品の購入、謝金や補助員人件費などは対象外。

※契約金額 100 万円未満の再委託・外注費も含んだ金額で算出すること。



特定の再委託先<sup>(※)</sup>を決定するに当たっての条件

【条件の記載例】

- (1) 再委託の必要性及び妥当性の観点から次の条件に該当すること。  
委託業務を行う事業者自身が再委託する業務を行う能力を有していないこと、又は再委託を行うことにより委託事業において効率化が図られると見込まれること。
- (2) 事業者の事業執行能力の観点から次のいずれにも該当すること。
- ① 再委託を受ける事業者が当該再委託契約を履行する能力を有し、委託事業の確実な履行が確保されること。
- ② 再委託を受ける事業者が債務超過又はそれに類する状態(注1)(ただし、当該再委託契約の確実な履行に必要な資金等が確保されている場合(注2)を除く。)にならないこと。  
(注1)：「債務超過に類する状態」とは、例えば、自己資本比率が著しく低い状態を指す。  
(注2)：資金の確保状況については別紙2 履行体制図の業務の範囲欄において、記載すること。
- ③ 再委託を受ける事業者が、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

【再委託を行わない場合の記載例】

- ・条件による再委託先決定は行わない。

※「特定の再委託先」とは、別紙2の履行体制図において「未定」となっている再委託先をいう。

### 軽微な再委託

軽微な再委託とは契約金額100万円未満の再委託をいう。